

# NICE WEB 申請システム

令和2年4月1日法改正

法改正に伴う建築物-確認申請及び建築物-計画変更  
申請書第三面及び第四面の表示切替対応

- ・ 令和2年4月1日以降に作成したデータは自動で新様式が表示されます。
- ・ 令和2年3月31日までに作成したデータを令和2年4月1日以降に申請する際は、NICE WEB 申請システムで表示の切替が必要となります。  
※申請が4月以降にも係らず、旧様式を選択している場合、「申請」ボタン押下時にエラーを表示。  
切替方法は以下のとおりです。

## ・ 切替方法

第一面タブに「様式」を表示し、以下の選択肢を表示（プルダウンで選択可能）。  
選択された日付により新旧の申請書表示を切替

The screenshot shows the NICE WEB application interface. The top bar displays '物件名: 法改正画面' and '申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力'. The main content area is divided into sections: '第一面', '申請者', and '設計者'. The '様式' (Style) dropdown menu is highlighted with a red box, showing three options: '2020年3月まで', '2020年3月まで', and '2020年4月'. The left sidebar contains navigation tabs for '第一面', '第二面', '第三面', and '第四面~第六面', along with buttons for '申請開始', '保存', and 'キャンセル'.

・切替た際の表示

申請書第三面

2020年3月までを選択時

物件名: 法改正画面 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力 チェック: 履歴 >

第三面

1. 地名地番

2. 住居表示

3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等

4. 防火地域

5. その他の区域、地域、地区又は街区

6. 道路

イ. 幅員: [ ] m

ロ. 敷地と接している部分の長さ: [ ] m

申請書PDF作成 EXCEL作成

編集開始 保存 保存して閉じる キャンセル

2020年4月を選択時

物件名: 法改正画面 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力 チェック: 履歴 >

第三面

18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無

有  無

計画概要書第二面

申請書PDF作成 EXCEL作成

編集開始 保存 保存して閉じる キャンセル

青囲み部分建築計画概要書タブが追加

赤囲み部分が表示

## 申請書第四面

### 2020年3月までを選択時

The screenshot shows the application form interface for March 2020. The 'Fourth to Sixth Page' section is active, and the '5 (Old)' tab is selected. The form contains several sections with checkboxes:

- 5. 主要構造部
  - 耐火構造
  - 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
  - 準耐火構造 (準耐火時間:  分)
  - 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)
  - 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)
- 6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用
  - 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
  - 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
  - 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- 7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況
  - 延焼防止建築物
  - 準延焼防止建築物
  - その他

Buttons on the left include: 申請書PDF作成, EXCEL作成, 編集開始, 保存, 保存して閉じる, キャンセル.

### 2020年4月を選択時

The screenshot shows the application form interface for April 2020. The '5 (Old)' tab is selected and highlighted with a red box. The form content is similar to the March 2020 version but includes an additional option in section 6:

- 6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用
  - 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
  - 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
  - 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
  - その他
  - 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
- 7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況
  - 耐火建築物
  - 延焼防止建築物
  - 準耐火建築物
  - 準延焼防止建築物
  - その他
  - 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

Buttons on the left include: 申請書PDF作成, EXCEL作成, 編集開始, 保存, 保存して閉じる, キャンセル.

2020年4月の画面は赤囲部分のように表示

5 (旧) タブを非表示

#### ・申請書 PDF 作成

第一面の様式プルダウンで選択された様式に応じて申請書・概要書の PDF ファイルを作成